

令和4年3月9日
総務部職員課

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の 一部を改正する条例について

1 改正の概要

項目	条例	内 容
改正の趣旨	/	人事院規則の改正等を踏まえ、特別休暇として不妊治療のための休暇を新設するため、条例の一部を改正する。
特別休暇	第15条	新たに不妊治療のための休暇を加える。
附則		令和4年4月1日から適用する。

2 人事院規則改正内容

(1) 休暇新設

不妊治療に係る通院等のための休暇

(2) 休暇概要

① 休暇の事由

職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合

② 休暇の付与日数

一の年において五日（当該通院等が体外受精その他の人事院が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、十日）の範囲内の期間。

③ 休暇の単位

一日又は一時間。

④ 休暇の請求及び承認

現行の特別休暇と同様の取扱い。

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第14条 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第15条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。） 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇</p> <p>(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇</p> <p>2 (略)</p> <p>第16条～第19条 (略)</p>	<p>第1条～第14条 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第15条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。） 公民権行使等休暇、<u>不妊治療のための休暇</u>、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇</p> <p>(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、<u>不妊治療のための休暇</u>、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇</p> <p>2 (略)</p> <p>第16条～第19条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p>